

## 障害支援区分認定調査等業務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、障害支援区分認定調査等業務要綱(以下「要綱」という。)に基づく業務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 認定調査

(1) 認定調査の際は事前に、申請者および家族等に訪問日時および目的について連絡をし、相手の都合と合わせた日時に訪問すること。

その際、原則家族等の同席を求めること。

(2) 認定調査は、国が定める「認定調査員マニュアル」に基づいて調査を実施すること。

(3) 訪問調査の際には、認定調査票（概況調査、基本調査、特記事項）、身分証明書、函館市障害支援区分認定調査員証を必ず携行すること。

(4) 認定調査を終えた際は、すみやかに認定調査票に記入すること。

### 3 服務

常に函館市会計年度任用職員であることを自覚して業務にあたること。

### 4 報告

必要に応じて、所属長に報告をおこない指示・承認を受けること。

### 5 公用車の使用

(1) 公用車使用の際は、公用車管理担当職員の指示に従うこと。

(2) 公用車の運転に際しては、道路交通法その他の関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

(3) 公用車の使用後は、指定された所定の保管場所に返還し、運転日報に必要事項を記載して公用車管理担当職員に提出すること。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。